

Q1 PFI事業を導入した場合の 留意点 について教えてください

Answer

1. はじめに

千葉県企業局（以下「当局」）は、民間活力を積極的に活用するとともに、財政負担の軽減を期待し、（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（以下「本事業」）を、PFI事業として導入しました。

事業方式はBTO方式とし、PFI事業者（以下「事業者」）が、施設建設、維持管理及び運営を行い、ちば野菊の里浄水場（給水能力6万m³/日）と隣接する栗山浄水場（給水能力18万6,000m³/日）の2つの浄水場から発生する浄水汚泥を脱水処理し、発生土の収集運搬及び調質改良土としての再生利用業務を実施しております。

これらの業務に係る対価は、四半期毎に当局から事業者を支払っています。

本事業期間は平成19年10月から20年間で、現在11年が経過しており、本事業におけるこれまでの対応や留意点について紹介します。



写真 PFI排水処理施設全景

2. 福島第一原子力発電所事故に伴う対応

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」）に起因して、利根川水系江戸川から原水を取水している両浄水場にお

いて、浄水発生土の放射性物質濃度（以下「放射性物質濃度」）が上昇したことから、当初事業契約に基づく調質改良土としての再生利用業務の実施が困難となりました。

そこで、当局と事業者で協議を行い、想定範囲外の不可抗力に係る増加業務と位置付け、当局と事業者の費用負担割合を定め、双方が増加業務を分担して実施することとしました。

福島原発事故の直後は、事業者が浄水場内への仮置業務を実施し、当局が別途委託により、放射性物質濃度の分析業務及び収集運搬・処分を実施し、その後、平成24年度より放射性物質濃度が一定レベルまで低下したことから、一部再利用が可能となった発生土について、セメント原料として再生利用を実施しました。

平成29年度からは、発生土中の放射性物質濃度が低下したことにより、調質改良土を安全に再利用できる基準0.1Bq/g以下（原子炉規制法に基づくクリアランス基準）にできることを確認したことから、原契約に基づく再生利用業務を再開しています。

3. PFI事業における留意点

PFI事業導入の目的は、リスクの所在、責任を明確にし、官民の間で適切に分担することにより、施設整備及び運転管理などを一体的に行い、民間のノウハウの活用、費用縮減を図るとともに、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供の実現を図ることにあります。

一方で、本事例では発生土の放射性物質濃度の上昇といった想定外のリスクが事業期間内に発生したため、別途委託業務や契約変更など、当初予定していなかった数多くの業務が発生しました。

PFI事業は一般的に前提となった環境や条件が変化するなど、想定外の対応について明確な規定を定めていない事項もあり、対応は当事者間の協議によるところが多くなることから、本事業での対応を踏まえ、リスク分担について可能な限り明確にする必要があります。

4. おわりに

PFIは官民の共同事業であり、当事者間で緊密な連携をとりながら、可能な限りPFI事業のメリットを引き出していきたいと考えています。

（出典：水道技術ジャーナル 2019年7月）